

# **那珂市行財政改革大綱**

## **(第3次計画)**

**平成 26 年度～平成 30 年度**

**那 珂 市**

# 目 次

## I 現状

1 那珂市における行財政改革のこれまでの取り組み	.....1
(1) 行政改革の取り組み	
(2) 財政健全化の取り組み	
2 那珂市を取り巻く社会経済情勢	.....1
(1) 少子化及び高齢化の現状	
(2) 地方分権の推進	
(3) 東日本大震災からの復興	
(4) 市の財政状況	

## II 行財政改革の基本的な考え方

.....4

- 1 策定の趣旨
- 2 計画期間
- 3 基本目標
- 4 基本方針
- 5 重点事項
- 6 推進体系図

## III 行財政改革重点事項項目別の対応方針

.....8

- 1 行政の担うべき役割の明確化
- 2 公正の確保と透明性の向上
- 3 経営体制の向上
- 4 I C T（情報通信技術）の効果的な活用
- 5 行政評価システムの効果的活用
- 6 定員管理及び給与の適正化
- 7 自主性・自立性の高い財政運営の確保

## IV 行財政改革の推進体制

.....13

- 1 推進体制
- 2 大綱及び実施計画の進捗状況の公表

## I 現状

### 1 那珂市における行財政改革のこれまでの取り組み

#### (1) 行政改革の取り組み

本市では、那珂町と瓜連町との合併の翌年度、「那珂市行政改革大綱」を策定し、市政全般にわたり行政需要に対応した事務事業の見直しや組織機構の見直しなど行政事務の簡素・効率化を図ってきました。

特に、市職員数については、定員適正化計画に基づき職員を削減し、計画期間中の目標数字であった 493 人に対し、平成 25 年 4 月 1 日現在、市職員は 489 人となっています。

第 2 次那珂市行政改革大綱実施計画においては、6 つの重点事項、16 の推進項目、44 の実施項目を掲げ、平成 25 年 4 月 1 日現在進捗率 70.0% となっています。

(参考)

#### 第 1 次那珂市行政改革大綱

平成 17 年 11 月策定 期間：平成 17 年度～平成 21 年度

#### 第 2 次那珂市行政改革大綱

平成 22 年 2 月策定 期間：平成 22 年度～平成 25 年度

#### (2) 財政健全化の取り組み

本市では、那珂町と瓜連町との合併から 3 年後の平成 20 年度、財政運営の鍵となる基金の底が見え始め、この財政危機を市の財政運営のあり方を見直し新しい仕組みづくりを進める好機として、「那珂市財政健全化プラン」を策定しました。

財政健全化プラン推進計画においては、財政調整基金残高に一定の見通しが立つなど、2 つの重点項目、16 の推進項目、34 の実施項目を掲げ、平成 25 年 4 月 1 日現在進捗率 72.1% となっています。

### 2 那珂市を取り巻く社会経済情勢

#### (1) 少子化及び高齢化の現状

本市の 0 歳から 14 歳までの人口は、平成 25 年 4 月 1 日現在 7,167 人 (12.8%)、65 歳以上の人口は 14,352 人 (25.6%) で、4 人に 1 人が高齢者で 14 歳までの人口の約 2 倍となっています。

これらの傾向は、扶助費の増や税収の減に直結することから、より一層財政の健全化に努めなければなりません。

年齢別人口の推移

	H21.4.1	H23.4.1	H25.4.1
0 歳～14 歳	7,535 人 (13.4%)	7,284 人 (13.0%)	7,167 人 (12.8%)
65 歳以上	12,911 人 (22.9%)	13,405 人 (24.0%)	14,352 人 (25.6%)
全体	56,261 人	55,949 人	55,986 人

## (2) 地方分権の推進

平成12年の「地方分権一括法」の施行を契機に地方分権改革が推進され、平成23年度の「地域主権一括法」成立により、国・県から地方への更なる権限委譲が進められています。

本市でも、パスポートの発行事務、身体障害者手帳の交付事務、開発行為の許可事務など、これまでも様々な事務を受け入れてきました。これからも積極的な受け入れが求められることに伴い、市の責任と負担の増加が予想されるため、それらを担う人材の育成や行政機能の更なる強化が求められます。

## (3) 東日本大震災からの復興

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、東日本各地で、大規模津波、地盤の液状化、東京電力福島第一原子力発電所の事故、電力不足による混乱など未曾有の大災害となりました。

本市でも、那珂市役所で震度6弱、瓜連支所で6強を観測し、過去に経験したことのない大きな被害を受け、家屋の損壊をはじめ、道路の寸断、水管破損による断水、下水道管の破損、長時間にわたる停電など、市民生活に大きな影響がありました。

これを受け、「那珂市東日本大震災復旧方針」を平成23年7月に、「那珂市東日本大震災復旧・復興方針」を平成24年3月策定して、地域住民と一緒に懸命に復旧を進めてきました。

今後は、東日本大震災を教訓とし、市全体の防災体制を確立するのはもとより、地域での防災体制の充実など、危機管理体制の強化が必要です。

## (4) 市の財政状況

### ①決算額の推移

平成23年度及び24年度は、震災復興関連の歳入・歳出により決算額が膨らんでいます。

(単位：百万円)

	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度
一般会計歳入	19,416	23,208	20,549
一般会計歳出	18,243	20,779	19,172

### ②地方交付税

この3年間普通交付税は約3%ずつ増加しています。合併による特例措置は平成26年度で終了し、平成27年度から5年間で段階的に減額となります。

(単位：百万円)

	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度
普通交付税	3,632	3,749	3,850
特別交付税	378	520	371
震災復興特別		3,573	101
計	4,010	7,842	4,322

### ③市税

本市の基幹財源である市税は、ほぼ横ばいで推移しています。平成 24 年度の固定資産税は、評価替に伴う減です。

※固定資産税には都市計画税が含まれます。

※その他とは、軽自動車税とたばこ税です。

(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
個人市民税	2,475	2,414	2,512
法人市民税	328	324	374
固定資産税	3,635	3,584	3,316
その他	455	517	515
計	6,893	6,839	6,717

### ④経常収支比率

自治体の財政構造の弾力性を測る指標として、経常収支比率というものがあります。経常収支比率とは、人件費、扶助費等の経常経費に、地方税、普通地方交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているかを示すものです。

一般的に、80%を超えると財政構造は弾力性を失うとされていますが、本市は、平成 22 年度 87.9%、23 年度 89.2%、24 年度は 91.1% と数値が悪化しており、財政構造の硬直化が進んでいることを示しています。

### ⑤基金

平成 20 年度当初は枯渇寸前であった財政調整基金ですが、ここ 3 年間では、それぞれの基金に順調に積み増すことができ、合併に伴う普通地方交付税の算定の特例（合併算定替）の終了や将来の公共施設の耐震化・修繕等に備えています。

(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
財政調整基金	602	1,648	1,772
減債基金	701	951	1,251
特定目的基金	1,644	1,958	2,402
計	2,947	4,557	5,425

### ⑥義務的経費

義務的経費とは、人件費、扶助費及び公債費を指し、文字通り義務的性格が強い経費のことです。

人件費及び公債費は増減していますが、扶助費は高い伸びを示しており、今後も財政構造の硬直化の要因になるものと考えられます。

(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人件費	4,081	4,089	4,060
扶助費	2,768	2,979	3,026
公債費	1,977	2,026	1,979
計	8,826	9,094	9,065
決算に占める割合 (%)	48.4	43.7	47.3

## ⑦投資的経費

投資的経費とは、その支出効果が資本形成に向けられる経費で、工事請負費、公有財産購入費などの普通建設事業及び災害復旧事業等のことを持します。

(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
普通建設事業費	2,212	951	1,589
災害復旧事業費	61	1,804	1,198
計	2,273	2,755	2,787

災害復旧事業が東日本大震災の影響により大幅に増加しております。

## ⑧地方債

地方債（市債）は地方自治体が財源の調達を目的として行う「借金」で、この返済に充てられる費用を公債費といいます。「財政負担の年度間調整」や「世代間負担の公平性」を図ることができますが、翌年度以降その返済のための支出が義務づけられるため、過度に依存することは好ましくないとされています。

一般会計に係る市債残高については、行政改革大綱に基づき、市債借入額を元金償還額の範囲内に抑制していることから、年々減少しています。

市債借入額の推移 (単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
一般会計債	1,775	1,427	1,484
区画整理事業債	102	19	0
公営企業債	819	660	748
計	2,696	2,106	2,232

起債残高の推移 (単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
一般会計債	17,492	17,180	16,948
区画整理事業債	886	846	783
公営企業債	14,361	14,214	14,125
計	32,739	32,240	31,856

## II 行財政改革の基本的な考え方

### 1 策定の趣旨

少子高齢化や男女共同参画の一層の進展、市民の価値観の多様化、環境や防災に対する関心の高まり等社会情勢は大きく変化してきています。

そのような状況の中で、地方自治体は、自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるように体质を強化し、市民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の構築を図ることが求められています。

しかしながら、社会情勢の変化に伴う市税等の伸び悩みや国の「三位一体の改革」における国庫補助金・地方交付税の削減や税源の移譲の提示などにより、地方公共団体を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、本市においても投資的事業に充てられる財源の確保は難しく、基金の取り崩しによって補っているなど極めて厳しい状況にあります。このようなことから、従来

にも増して効果的な行政運営を進めるとともに簡素・効率化を図らなければなりません。

また、多様化・高度化した市民ニーズに応えるためには、行政と市民・民間との役割分担を明確にし、市民や各種団体、企業など地域社会を構成する様々な主体が協働してまちづくりを進める必要があります。

なお、平成20年度に危機的財政状況に際し、緊急対策として策定した「財政健全化プラン」については、平成25年度で5年間の計画期間が終了となります。財政健全化プランによる取組みについては、これまで一定の成果を達成している一方で、中長期的に取り組んでいかなければならない課題等も残されております。これらについては引き続き行財政改革の中で、取り組んでいく必要があります。

こうしたことを踏まえ、第1次那珂市総合計画及び東日本大震災復旧・復興方針を着実に実行していくためにも、第3次行財政改革大綱を策定し、これまで取り組んできた行財政改革をより推進するものとします。

## 2 計画期間

この第3次行財政改革大綱の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

## 3 基本目標

本市は、行財政基盤の確立を目指し、「生活基盤の充実や市民福祉の向上に努め、最少の経費で最大の効果をあげる」という地方自治の基本に立ち、行政主導で進められてきた行財政運営を見直し、市民主体・市民参加による「活力あるまちづくり」を推進するとともに、コスト意識など民間の発想を活かした行政経営への転換を進めてまいりました。

しかしながら、第2次行政改革大綱実施計画及び財政健全化プラン推進計画の積み残しや、新たな行政ニーズに的確に対応するためには、今まで以上に間断なく行財政改革を推進しなければなりません。

よって、第3次那珂市行財政改革大綱の基本目標は、以下のとおりとします。

### 基本目標

### 行政経営の確立

## 4 基本方針

基本目標を達成するため、次の事項を基本方針として行財政改革に取り組みます。

### (1) 市民とともに進める行財政改革の推進

多様化・高度化した市民のニーズに即した行政経営を行うために、

これまでの官主体から、地域、N P O やボランティア等と協働によるまちづくりへと転換することを目的に、平成 21 年度に「那珂市協働のまちづくり指針」を、平成 22 年度に「那珂市協働のまちづくり推進基本条例」を策定しました。

本市では、上記指針及び条例に基づき、より一層協働のまちづくりを推進します。また、市民の視点で行財政改革を推進するため、事務事業の公平性や透明性の確保と積極的な情報の提供により市民の理解と協力を深めていきます。さらに、民間委託などによって提供することが適切と判断されるサービスは、民間活力を有効に活用することを進めていきます。

### （2）市民ニーズに対応した行政経営体制の確立

地方分権一括法の施行により、行財政運営は中央集権型システムから地方分権型システムへと転換し、自治体には「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること」が求められています。

本市では、新たな行政需要や多様化・高度化した市民ニーズに的確に対応するため、職員の資質向上と能力開発を図り、政策形成能力や創造性を備えた経営感覚の豊かな職員の育成に努めます。また、簡素で効率的な行財政経営をより一層推進するために、時代の変化に対応できる弹力的な執行体制の整備を図るとともに I C T （情報通信技術）の活用を推進します。

### （3）健全で効率的な行財政経営の推進

これまでも行財政改革に取り組んできたところですが、市税の伸び悩みや少子高齢化などに伴う扶助費の増加が見込まれるなど、依然として厳しい財政状況にあります。

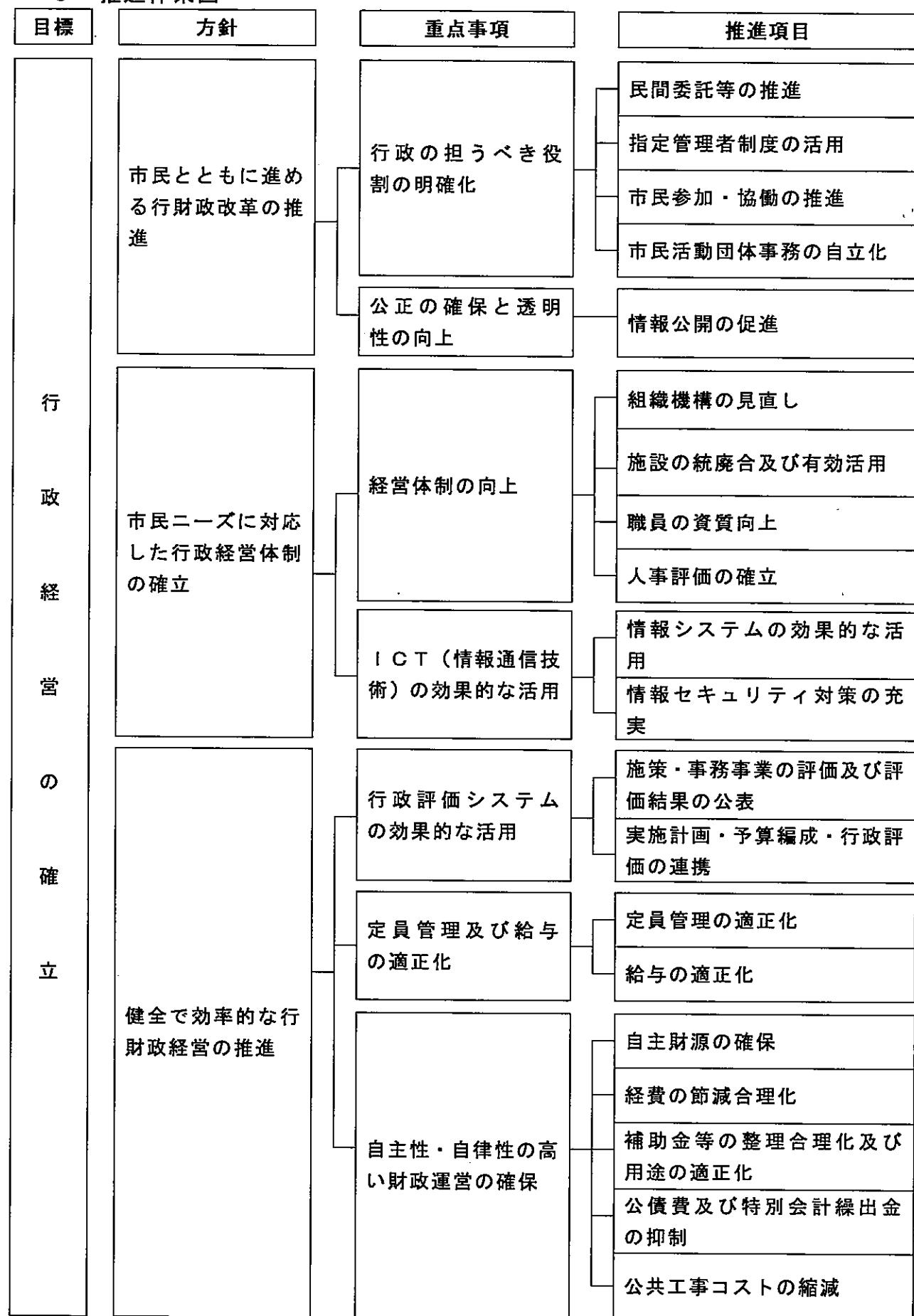
限られた財源の中で効果的で効率的に行財政経営を行うため、定員管理の適正化に努めるとともに、行政評価システムを確立することにより、取り組むべき施策や事業の改革改善を行っていきます。また、市税収入などの自主財源の確保に努め、健全な財政運営を推進します。

## 5 重点事項

本大綱を着実に推進していくため、次の 7 項目の重点事項を柱として設定します。

- （1）行政の担うべき役割の明確化
- （2）公正の確保と透明性の向上
- （3）経営体制の向上
- （4）I C T （情報通信技術）の効果的な活用
- （5）行政評価システムの効果的な活用
- （6）定員管理及び給与の適正化
- （7）自主性・自律性の高い財政運営の確保

## 6 推進体系図



### III 行財政改革重点事項項目別の対応方針

#### 1 行政の担うべき役割の明確化

##### 【現状・課題】

常陸鴻巣駅、総合保健福祉センター、しどりの湯保養センターにつきましては指定管理者制度を活用、地域包括支援センター業務や施設の管理・警備などについては民間委託を進め、平成24年度からはコンビニ収納も開始しました。また、額田保育所の民営化につきましては、「那珂市額田保育所民営化ガイドライン」を作成し、運営法人を募集・決定しました。

市と市民との協働のまちづくりにつきましては、「那珂市協働のまちづくり指針～那珂市にふさわしい協働のあり方～」を平成21年に策定、「那珂市協働のまちづくり推進基本条例」を平成22年に制定しました。これらに合わせ、平成23年度から区制度から自治組織制度へ移行するとともに、市民との協働に関する様々な支援策がスタートしました。

審議会等の委員については、委員構成に占める女性委員の割合を高めるなど男女共同参画社会の実現に努めてきました。

さらに、市民ボックスを設置するとともに、パブリックコメント制度やふれあい座談会など直接市民から声を聞く機会を設けてきました。

今後は、引き続き指定管理者制度の活用などにより民間委託を推進することはもとより、指針や条例に基づき、協働のまちづくりにおける市の役割を果たしていくとともに、市の主導で実施してきた事務事業を、協働による実施へと転換を図っていく必要があります。また、事務を市職員がほとんど若しくはすべてを担っている市民活動団体があり、役割分担と責任の不明確化を招いているため、自立化について検討を始めなければなりません。

##### 【推進項目】

###### ○民間委託等の推進

総務事務や定型的業務を含めた事務事業全般にわたり、先進例などを参考に民間委託等の可能性について検証することはもとより、市民サービスの向上を目的とした民間委託を推進します。

###### ○指定管理者制度の活用

公の施設の管理運営については、指定管理者制度を導入すべきかどうかを精査するとともに、民間の受入れ状況を見極めながら、市民サービスの向上が図れ、経費の削減が図られるなど効果が上がるとされた施設について指定管理者制度の活用を推進します。

###### ○市民参加・協働の推進

市民の市政への参加を促進するために、ふれあい座談会、市民ボックス、パブリックコメント等を実施し、幅広く意見を聞くとともに、各種審議会等への女性委員の登用や公募制を推進します。

また、「那珂市協働のまちづくり指針～那珂市にふさわしい協働のあり方～」及び「那珂市協働のまちづくり推進基本条例」に基づき、市と市民との協働のまちづくりを推進します。

#### ○市民活動団体事務の自立化

一部の市民活動団体については、事務のほとんど若しくはすべてを市職員が担っています。これは団体の自立化を阻むばかりでなく、役割分担と責任の不明確化を招いています。よって、当該市民活動団体を把握するとともに、自立化に向けた検討を始めます。

### 2 公正の確保と透明性の向上

#### 【現状・課題】

市民への行政情報については、広報紙やホームページ等により情報の提供を行っています。

また、公文書の開示等に関する条例（平成5年12月制定）や個人情報保護条例（平成15年6月制定）、行政手続条例（平成9年3月制定）、政治倫理条例（平成16年12月制定）の制定に基づき、公正の確保と透明性の向上に努めてきました。

さらに、平成20年度から市の行政に関する情報提供について、市民の要望に応じて職員を講師として派遣するまちづくり出前講座を実施しています。

今後は、市民への説明責任を果たし、より一層の公正の確保と透明性の向上に努め、開かれた行政を図る必要があります。

#### 【推進項目】

##### ○情報公開の促進

市政への市民参画や市民と行政との連携・協働を強化するために、ホームページを充実することにより、市民との情報の共有化を図るとともに、行政の信頼性、透明性を確保し、行政サービスの受益者である市民への行政活動の説明責任を果たします。

また、まちづくり出前講座のメニューを工夫するとともに、制度を広く市民に周知啓発します。

さらに、行政評価の実施にあたって、市民参加型の外部評価を実施します。

### 3 経営体制の向上

#### 【現状・課題】

平成22年度にグループ制の導入、平成24年度には組織編成見直しを行い、現在27課5室となっています。

人事評価は、現在試行を行っています。

今後も、地方分権が進み事務量が増えていく中で、さらに行政の効率化、事務事業の執行体制の向上を図り市民ニーズに的確に対応した柔軟な組織体制が求められています。

また、職員の資質の向上を図る上で職員研修は重要であり、このため、府内で行われる各種研修のほかに、茨城県自治研修所や市町村職員中央研修所などを活用しながら実施してきました。また、民間団体等での研修に参加するなど専門性を高めることも実施してきました。

さらには、小中学校・幼稚園・保育所・しどりの湯といった公共施設は、統廃合や民間移譲を進め、空いた施設等の有効活用についても検討してまいりました。

今後は、地方分権に対応した職員の資質をより一層向上させるとともに、職員一人ひとりの能力を発揮できる環境の充実を図る必要があります。

### 【推進項目】

#### ○組織機構の見直し

多様化する市民ニーズや新たな課題に迅速に対応できる柔軟な組織体制を整備する必要があります。

このようなことから、さらには、業務内容に即した人員の配置を行いうえからも、今後も組織の再編成を進めます。

#### ○施設の統廃合及び有効活用

義務教育施設、浄水場、給食センター、消防署等の公共施設について、維持管理費等も踏まえながら、将来を見据えた再配置を検討します。

また、空いた施設等については有効活用を図ります。

#### ○職員の資質向上

時代の要請に対応した多様な行政需要に的確に対応できる人材が求められていることから、人材育成の目的や方策等を明確にした人材育成基本方針に基づき、研修制度などを通じて専門職を育成するとともに、全体の奉仕者としての職員の自覚など職員の意識改革と資質の向上に努めます。

#### ○人事評価の確立

職員一人ひとりが能力を発揮し、やりがいを持って仕事に取り組める環境の実現のため、これまでの年功序列型の人事制度から個々の職員について明確に業務目標を設定し、その達成度を評価するとともに、業務遂行を通じて職務遂行能力の評価を客観的に行う能力・成果主義に基づく公平で公正な人事評価システムを確立します。

## 4 ICT（情報通信技術）の効果的な活用

### 【現状・課題】

窓口業務や保健福祉、土木関係など各分野において事務の効率化を図る上から電算システムを導入するとともに、グループウェアにより職員一人ひとりをネットワークで結ぶことにより、情報の共有化を図ってきました。

また、統合型G I Sの操作研修会を実施するとともに、平成25年度リニューアルに向けての検討委員会を組織しました。

さらに、セキュリティに関する新採研修、掲示板を利用したセキュリティ情報の提示、U S Bメモリ・外付けメディアの使用制限などを実施し、セキュリティ意識の高揚を図りました。

今後は、グループウェア、統合型G I S（※1）などのネットワークを効果的に活用していくことや、クラウド（※2）化を推進し、個人情報保護法の趣旨からも、一層のセキュリティ対策を図り、各種ネットワークやシステムを有効に活用する必要があります。

※1 県と全市町村が共同で整備を進めてきた地理情報システムのことで、インターネットを通じて、県や市町村が個々で管理してきた様々な行政情報（公共施設情報、防災・防犯情報、道路情報等）を、共通の白地図上に表示し、広く県民等が閲覧することができます。

※2 データサービスやインターネット技術などがネットワーク上にあるサーバ群（クラウド（雲））があり、ユーザーが「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用できるコンピュータネットワークの利用形態のことです。

### 【推進項目】

#### ○情報システムの効果的な活用

電子文書など行政情報の相互間やり取り等の安全や利便性を図るとともに、市民生活に必要な各種情報や申請などの手続の電子化など市民サービスの向上に努めます。

また、県と共同開発した統合型G I Sの有効活用を図ります。

#### ○情報セキュリティ対策の充実

情報管理に対する市民の信頼に応えるため、情報セキュリティポリシーを遵守することにより、情報化社会の進展に対応した情報セキュリティ対策の充実を図ります。

## 5 行政評価システムの効果的な活用

### 【現状・課題】

行財政運営の健全化を図るには、行政評価による事務事業の見直しが有効であるという認識から「行政評価システム」を導入し、事務事業評価及び施策評価を進めてきました。平成21年度からは、内部評価に加え外部評価を導入してきました。

今後は、さらに事務事業評価の水準を高め、行政評価システムの確立を図るとともに、実施計画、予算編成との連携を強化する必要があります。

### 【推進項目】

#### ○施策・事務事業の評価及び評価結果の公表

施策・事務事業を評価することにより、施策・事務事業の目的を明確にし、目的が妥当であるのか、市民に対して有効的な手段なのか、効率面ではどうかなどを評価し、まちづくりがどれだけ達成されたかを検証します。

また、その評価結果につきましては、広報・ホームページ等により公表します。

#### ○実施計画・予算編成・行政評価の連携

行政評価システムマネジメントサイクル（PLAN→DO→SEE）の確立に向け、実施計画→予算編成→行政評価を一体的に管理するシステムを構築し、事務の効率化を図ります。

### 6 定員管理及び給与の適正化

#### 【現状・課題】

職員数については、平成25年4月1日現在489人となっており、定員管理計画目標値を下回っています。

また、市職員の給与等については、ラスパイレス指数（※3）も併せ、広報・ホームページ等で公表しています。

今後は、行政需要の動向を踏まえ、事務事業や組織機構と整合させながら適正な人事管理をしなければなりません。

※3 ラスパイレス指数：地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

#### 【推進項目】

##### ○定員管理の適正化

事務事業の整理を図り、組織の合理化、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、ICT（情報通信技術）化の推進、計画的な職員採用を通して、職員の適正配置に努めます。

##### ○給与の適正化

国、県や他の市町村との整合性を図りながら、引き続き給与の適正化に努めます。

### 7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

#### 【現状・課題】

景気回復が期待されているものの、少子高齢化等の影響により、市税の大幅な伸びが見込めないことに加え、合併に伴う普通交付税の暫定の特例（合併算定替）が平成27年度から縮減されることなどにより、引き続き厳しい財政運営を強いられています。

一方、市債は、行財政改革大綱に基づき、一般会計については、各年度償還額の範囲内での借入に努めた結果、平成19年度末に約183億円だった市債残高が、平成24年度末では169億円まで減少しており、実質公債費比率についても、平成19年度の14.0%から、平成24年度は10.6%と低下しており、健全化が図られているところです。

今後とも、経費の節減合理化や自主財源の確保に取り組むとともに、世代間の負担の均衡化に努めることで、健全な財政運営を進めていかなければなりません。

#### 【推進項目】

##### ○自主財源の確保

自主財源の安定的確保は健全な財政運営の原点であることから、市税等の徴収率の一層の向上に努めます。

また、公共施設使用料の受益者負担の考え方を整理するとともに、未利用財産の処分を進めるなど財源の確保に努めます。

##### ○経費の節減合理化

行政評価に基づいた歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、基金繰入金を伴わない収支バランスの取れた健全な財政運営の確立に努めます。

##### ○補助金等の整理合理化及び用途の適正化

補助金等の必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進します。

また、市民等に対する説明責任を果たしながら、終期を設定するなど計画的に廃止・縮減を図ります。

##### ○公債費及び特別会計繰出金の抑制

財政構造の硬直化緩和に向け、自主財源の確保に引き続き取り組むとともに、将来への過度の負担を抑制するため、実質公債費比率が14%を超えない範囲での市債発行に努めます。

また、特別会計については、中長期的な財政計画に基づく事業の実施を図ることで、一般会計から繰入金の増加を抑制し、持続可能な会計運営に取り組みます。

##### ○公共工事コストの縮減

公共工事については、経済性を考慮した適正な設計・積算を行うことによりコスト削減に積極的に取り組むとともに、入札制度の透明性と公平性を確保するため、電子入札を導入します。

## IV 行財政改革の推進体制

### 1 推進体制

行財政改革の推進にあたっては、市長を本部長とする行財政改革推進本部が中心となり、すべての職員が自らの問題と捉え全局的に取り組みます。

また、進行状況を議会及び行政改革懇談会に定期的に報告し、助言や提言をいただきながら計画的に推進するとともに、市民の意見や提案を進行管理に反映させます。

## 2 大綱及び実施計画の進捗状況の公表

行財政改革大綱及び実施計画の進捗状況については、広報紙やホームページにおいて公表します。